組織に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、宮城県障がい者カヌー協会（以下、「協会」という。）の事務局について必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の所掌事務）

第２条 事務局は次の事務をつかさどる。

(1) 規約及びその他諸規程等に関すること

(2) 役員会の庶務に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(5) 予算及び決算に関すること

(6) 現金、預金の出納及び保管に関すること

(7) ウェブサイトの運営及び管理に関すること

(8) 協会の広報に関すること

(9) 会員の研修及び登録等に関すること

（職制）

第３条 事務局に事務局長を置く。

２ 必要がある場合、事務局に職員等を置くことができる。

（職責）

第４条 会長は、当法人の事務局を統括する。

２ 事務局長は、理事長の命を受けて、第２条の事務を行う。

（決裁）

第５条 協会の所掌事務の決裁権者は、会長とする。

附則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。